

皆様の取組みで保険料率が変わる！

インセンティブ制度

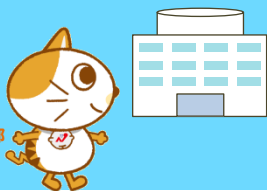
インセンティブ(報奨金)制度は、平成30年度から新たに導入された制度で、協会けんぽの加入者および事業主の皆さまの取組みに応じて、インセンティブ(報奨金)を付与して健康保険料率に反映するものです。協会けんぽの健康保険料率は、地域の医療費に基づき算出するため都道府県支部ごとに保険料率が異なります。平成30年度の長崎支部の健康保険料率は**10.20%**となっており、全国で**7番目**に高いです。(全国平均10.0%)

※インセンティブ(報奨金)は、事業所ごとに付与されるのではなく、支部(県)ごとに付与されます。

5つの評価指標

皆さまにお願いしたいこと

1 特定健診等の受診率



加入者

協会けんぽの健診を毎年必ず受診してください。
お勤めの方：生活習慣病予防健診
ご家族の方：特定健診

事業主

協会けんぽの健診以外（事業者健診）を実施の事業所は、健診結果データを協会けんぽへ提供してください。
(40歳以上の協会けんぽ加入者分)

2 特定保健指導の実施率



該当者

健診結果で「生活改善が必要」と判定された場合には、特定保健指導を受けてください。

事業主

特定保健指導は主に保健師等が事業所を訪問し実施します。事業所で特定保健指導を受けられるよう環境整備にご協力ください。

3 特定保健指導対象者の減少率



該当者

特定保健指導は保健師等の指示に従い最後まで中断することなく継続してください。
特定保健指導の対象にならないよう、日頃からの健康づくりを心がけましょう。

4 医療機関への受診勧奨を受けた要治療者の医療機関受診率



該当者

健診の結果、「血圧、血糖値が要治療（再検査含む）の場合は、必ず医療機関を受診してください。

事業主

従業員の健診結果を把握し、「要治療者」に対して受診を促してください。

5 後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用割合



加入者

医療機関でお薬が処方される場合、医師や薬剤師に「ジェネリック医薬品」の希望を伝え、積極的に選択してください。

インセンティブ制度のチェックポイント

①インセンティブ制度導入の経緯

政府において、これまで全保険者共通であった「後期高齢者支援金の加算・減算制度（※1）」の見直し決定がなされ、その結果、協会けんぽでは**平成30年度から新たにインセンティブ制度を導入**し、その実績を2年後の平成32年度以降の各都道府県支部の保険料率に反映させることになりました。

（※1）後期高齢者医療制度への支援金の割合を、各保険者の特定健診・保健指導等の実施率によって決定する制度

②「インセンティブを付与する」とは

インセンティブの本来の意味は、報奨金、奨励金などに和訳されています。今回導入されるインセンティブ制度では、**5つの評価指標**に基づき支部ごとの実績を評価し、その結果、**上位23支部**に対して得点数に応じた**インセンティブ(報奨金)を付与**することとしており、そのインセンティブ(報奨金)によって保険料率の引き下げを行います。

皆さま、お一人おひとりの健康の積み重ねが保険料率上昇を抑える大きな力になります



協会けんぽ長崎支部
キャラクター
ケン坊

③インセンティブ(報奨金)の財源負担

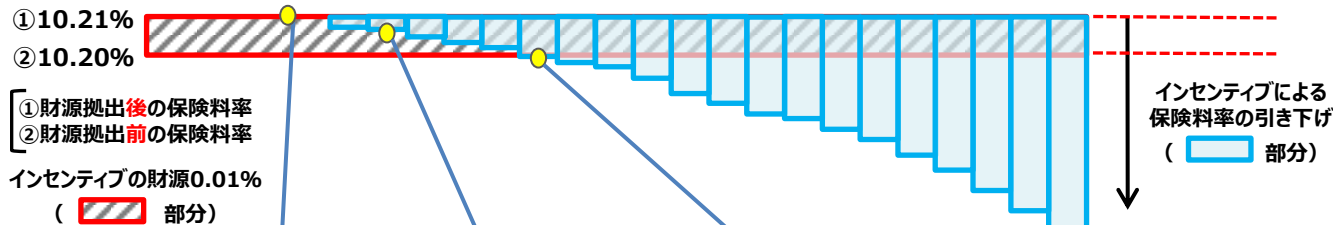
財源は、全支部から一律**0.01%**を従来の保険料率（※2）に**上乗せして拠出**していくことになります。但し、新たな負担分は以下のとおり3年間で段階的に導入します。

1. 平成30年度実績が反映される平成32年度保険料率に0.004%加算
2. 平成31年度実績が反映される平成33年度保険料率に0.007%加算
3. 平成32年度実績が反映される平成34年度保険料率に0.01%加算

（※2）全支部一律の保険料率である「後期高齢者に係る保険料率」の部分

インセンティブ制度のイメージ図

長崎支部保険料率を**10.20%**とした場合、インセンティブ制度導入（**0.01%拠出**）後、以下のケースA～Dのいずれかのような保険料率になります。



ケース A	ケース B	ケース C	ケース D
インセンティブ なし 10.20% + 0.01% = 10.21% (拠出分 > インセンティブ)	インセンティブ 0.003% ケースA - 0.003% = 10.207% <small>小数点第3位以下端数整理のため 10.21%</small> (拠出分 > インセンティブ)	インセンティブ 0.01% ケースA - 0.01% = 10.20% (拠出分 = インセンティブ)	インセンティブ 0.15% ケースA - 0.15% = 10.06% (拠出分 < インセンティブ)

■「ケースD」は「ケースA」よりもどのくらい保険料額が安くなるの？

－標準報酬月額28万円の場合－（保険料は、労使折半前の金額）

保険料月額（ケースA）28万円 × **10.21%** = 28,588円

（ケースD）28万円 × **10.06%** = 28,168円（▲420円）年間 ▲5,040円

多くの従業員を雇用する事業主の負担は、より大きな差になります。



全国健康保険協会 長崎支部
協会けんぽ

〒850-8537
長崎市大黒町9-22 大久保大黒町ビル本館8階
TEL: 095-829-6001（企画総務グループ）